

令和7年第7回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和7年9月24日（水）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 福田 晴一	委員 本間 正江	
	委員 宮川 淳子	委員 川染 誉	
	委員 長谷川 勝久	委員 名島 啓太	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学校支援課長	教育指導課長	
	学び未来課長	学校改築施設管理課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	52号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十一条第七項に基づく許可について	承認
2	53号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	承認
3	54号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
4	55号	学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令	承認

<p>福田教育長</p>	<p>それでは、これより令和7年第7回北区教育委員会臨時会を開会いたします。 出席委員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。 初めに、日程第1、第52号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づく許可について」です。 本件につきましては、私自身に関わる事案ですので、地教行法第14条第6項に基づき議事に参与することができません。したがって、申し訳ございませんが、本件に関する以降のこれ以降の議事進行については、職務代理者である本間委員にお願いしたいと思います。 それでは本間委員、よろしくお願いします。</p>
<p>本間職務代理者</p>	<p>承知いたしました。 まず、委員の皆様にお諮りいたします。地教行法第14条第6項ただし書によると、教育委員会の同意がある場合、教育長の会議への出席及び発言ができることとされておりますが、このまま福田教育長在席のまま、議事進行を進めてよろしいでしょうか。  (異議なし)</p>
<p>本間職務代理者</p>	<p>それでは、このまま議事を進めさせていただきます。 事務局より、第52号議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは、第52号議案です。 1ページおめくりをお願いいたします。 本議案は、東京都北区教育委員会教育長が営利法人等に従事するに当たりまして、東京都北区教育委員会の許可を得るため、提案するものでございます。 概要の説明をさせていただきます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項では、「教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と定めております。このたび福田教育長が記書きのとおり、一般社団法人医療教育コーディネーター協会の理事に就任するに当たりまして、教育委員会の許可を求めるものでございます。 協会の概要につきましては、次の次のページになります、3ページでございます。同協会の定款をお示しをさせていただきます。 事務局からの説明は、以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いしますを申し上げます。</p>
<p>本間職務代理者</p>	<p>本件について、御質疑または御意見はございますでしょうか。  (質疑・意見なし)</p>
<p>本間職務代理者</p>	<p>御質疑、御意見ないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。  (異議なし)</p>
<p>本間職務代理者</p>	<p>御異議ないと認め、第52号議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p>

<p>福田教育長</p>	<p>以降の議事進行は福田教育長にお戻しいたします。</p> <p>本間委員、どうもありがとうございました。 では続けて、日程第2、第53号議案及び日程第3、第54号議案については関連する内容ですので、一括して議題に供したいと思います。 それでは、教育指導課長から御説明お願いいたします。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>教育指導課長です。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>私から日程第2、第3について一括して御説明申し上げます。 まず、第53号議案「幼稚園教育職員の勤務、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について」説明いたします。 議案1ページでございます。一番左側の説明欄を御覧ください。 先月8日に公布いたしました「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」におきまして、3歳に満たない子を養育する職員等に対する仕事及び育児の両立に係る措置を規定したところがございますが、その措置項目に一部漏れがございました。そちらを今回加えるものとなっております。 今回の改正は、区長部局におきましても、同様の各関係規則の改正を行っています。 それでは、改正箇所について御説明申し上げます。 3ページ、議案3ページ、新旧対照表を御覧ください。上の段がよろしいかと思っております。 第30条の8第1項です。出生時両立支援制度等に「育児参加休暇」を加えるため、規定整備をするものです。 それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。 付則について御説明します。付則第1項、施行期日は公布の日からといたします。 53号議案の説明でございました。 続けて、54号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。 議案の4ページを御覧いただきたいと思います。4ページでございます。今回の説明欄を御覧いただきたいと思います。 今回の改正は、短期の介護休暇の承認における「常時介護を必要とする状態」の判断基準を準拠する厚生労働省通知の改正に合わせ、様式の改正を行うものです。 今回の改正は、区長部局につきましても、同様の改正を行っています。 それでは、5ページでございます。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。 上が改正後となっております。短期の介護休暇の承認に係る、要介護者の状態等申出書の様式を改正するものです。改正前は、下の段でございますが、申請者が要介護者の状態を自由記述する形式でございましたが、それを上の段のように、厚生労働省が示す判断基準に合わせたチェックボックスに記入する様式に改正していきます。 議案の4ページにお戻りください。 付則でございます。施行期日でございますが、令和7年10月1日といたします。 以上、第53号、54号議案について一括して御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございました。 では、本件について、御質疑または御意見はございますか。  (質疑・意見なし)</p>

福田教育長	<p>特に反対意見等ないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>御異議ないと認め、第53号議案及び第54号議案については、原案どおり承認することと決定いたします。</p> <p>次に、日程第4、第55号議案「学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」です。</p> <p>教育指導課長から続けて説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>教育指導課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育指導課長	<p>それでは私から、日程第4、第55号議案「学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」について説明します。</p> <p>議案の2ページ、説明欄を御覧ください。</p> <p>こちらは、8月に交付した「幼稚園教育職員の勤務、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」により、10月1日より子育て部分休暇及び育児に係る部分休業が細分化することに伴い、幼稚園教育職員の出退勤記録に係る所要の規定を整理、整備するものです。</p> <p>それでは、3ページを御覧ください。新旧対照表となっております。</p> <p>子育て部分休暇及び育児に係る部分休業の出退勤記録上の表示を、それぞれ、1号子育て、2号子育て、1号部分、2号部分としております。</p> <p>こちらは、区長部局におきましても、同様の改正を行っております。</p> <p>2ページを御覧いただきたいと思っております。</p> <p>後ろから5行目、付則となっております。施行期日は令和7年10月1日としております。</p> <p>以上、御説明させていただきました。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、本件についての御質疑または御意見はございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>特に反対意見はないようですので、本件について、原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>御異議ないと認め、第55号議案については、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、令和7年第7回教育委員会臨時会を閉会いたします。</p>